

浄化槽の適正管理に向けた啓発チラシを作成しました

滋賀県では10月1日の「浄化槽の日」を中心に『浄化槽適正管理啓発推進月間』を設定して浄化槽の適正な管理や使用について浄化槽管理者への啓発に集中的に取り組んでいます。

本年4月からは浄化槽法の改正に伴い「浄化槽台帳の作成義務」や「浄化槽の使用休止の届出手続」が定められたことを受けてそれを含んだ啓発チラシを作成しました。

この啓発チラシは、保守点検業者様を通じて浄化槽管理者へ配付することとしています。